

## 令和2年度 後期高齢者医療制度の保険料率は、 昨年度と同じです。

☎ 税務課  
☎0859-54-5208

ただし、年間保険料限度額が64万円に引き上げとなりました。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(限度額64万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 33万円)} \times 8.07\% \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \text{(42,480円)} \\ \hline \end{array}$$

均等割額の軽減については以下のとおりです。

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額	軽減後の均等割額
7割 (※)	【基礎控除額 (33万円) 以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得がない場合)】の世帯	12,744円
7.75割 (※)	【基礎控除額 (33万円)】以下の世帯のうち、7割軽減に該当しない世帯	9,558円
5割	【基礎控除額 (33万円) + 28万5千円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	21,240円
2割	【基礎控除額 (33万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数】以下の世帯	33,984円

※年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減の拡充といった支援策の対象となるかどうかを踏まえ軽減割合を判断します。

### 〇75歳になられる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

決定通知書及び納入通知書は7月中旬にお送りします。

## 後期高齢者医療制度に加入している方を対象に 後期高齢者医療歯科健康診査 (口腔健診) を実施します。

☎ 東伯郡湯梨浜町大字龍島500番地 鳥取県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎0858-32-1095

歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、  
口腔機能の低下や、肺炎等の疾病を予防するために年に一度は受診しましょう。

### 【流れ】

- 1 後期高齢者医療広域連合 (☎0858-32-1095) 又は役場健康対策課 (☎0859-54-5206) へ申込み  
↓
- 2 受診券・問診票・受診できる歯科医院一覧等が郵送で届く  
↓
- 3 希望する歯科医院に申込みをして、受診



### 【健診内容】

問診。噛む力・飲み込みの力、舌の動き、歯や歯肉の状態の確認。

### 【受診費用】

健診自体は無料。(ただし、その後に治療行為が行われる場合は有料)

### 【受診期間】

令和2年6月1日～令和3年1月31日 (※健診は、年度内に1回のみ)

※新型コロナウイルス感染症予防のため、受診予約ができない場合がありますので、ご注意ください。